

非常災害対策、避難確保計画、業務継続計画 (BCP)、安全計画の策定について

(令和 6 年度島根県社会福祉法人説明・研修会資料)

島根県健康福祉部地域福祉課

水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため「水防法」及び「土砂災害防止法」が平成29年6月に改正されました。

これにより、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画の作成・避難訓練の実施**が**義務化**されました。

さらに、令和3年7月にも「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正され、**避難訓練の報告**も**義務化**されました。

※市町村地域防災計画に、その名称及び所在地が定められた施設が対象です。

要配慮者利用施設とは

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

○社会福祉施設

- ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム ・認知症対応型老人共同生活援助 ・身体障害者社会参加支援施設 ・障害者支援施設 ・地域活動支援センター ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設 ・保護施設 ・児童福祉施設 ・障害児通所支援事業の用に供する施設 ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設 ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所 ・母子・父子福祉施設・母子健康包括支援センター 等

○学校

- ・幼稚園 ・小学校 ・中学校 ・義務教育学校 ・高等学校 ・中等教育学校 ・特別支援学校 ・高等専門学校 ・専修学校（高等課程を置くもの） 等

○医療施設

- ・病院 ・診療所 ・助産所 等

① 避難確保計画の作成

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。
 - 防災体制 ➢ 避難誘導 ➢ 施設の整備 ➢ 防災教育及び訓練の実施
 - 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
 - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項
- 避難確保計画が実効性のあるものとするためには、**施設管理者等の皆様が主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々にも共有し、**日頃より確認できる共有スペースの掲示板などに掲載**しておくことが有効です。

② 市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅延なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。
- 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
また、避難確保計画の内容について、市町村が必要な助言又は勧告を行う場合があります。
- 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

④ 避難情報の変更

● 災害対策基本法が令和3年5月に改正され、避難勧告と避難指示が**避難指示へ一本化**されました。

● 日頃より情報の入手先を確認し、**警戒レベルに応じて早めの避難**が出来るよう準備しましょう。



非常災害対策計画と避難確保計画の比較

計画	非常災害対策計画	避難確保計画
根拠法令等	◇厚生省令、厚生労働省令、島根県条例 ○介護保険施設等 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（H11.3.31厚生省令第39条） 島根県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 等 ○障害者支援施設等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（H18.9.29厚生労働省令第171号） 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 等 ○救護施設等 救護施設、更正施設、授産施設及び宿泊提供施設の設備及び運営に関する基準（S41.7.1厚生省令第18号） 島根県救護施設、更正施設、授産施設及び宿泊提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 等 ○児童福祉施設等 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（S23.12.29厚生省令第63条） 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 等	◇水防法（S24法律第193号） ◇土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（H12法律第57条） ◇津波防災地域づくりに関する法律（H23法律第123号）
対象	社会福祉施設等	浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域に所在し、市町村が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設
義務	非常災害対策計画の作成、避難（消火）訓練の実施	避難確保計画の作成及び市町村への提出、避難訓練の実施、報告

計画	非常災害対策計画	避難確保計画
計画で定めるべき項目	○施設等の立地条件 ○災害に関する情報の入手方法 ○災害時の連絡先及び通信手段の確認 ○避難を開始する時期、判断基準 ○避難場所 ○避難経路 ○避難方法 ○災害時の人員体制、指揮系統 ○関係機関との連携体制	○計画の目的 ○計画の適用範囲 ○防災体制 ○情報収集及び伝達 ○避難の誘導 ○避難確保を図るための<u>施設の整備</u> ○<u>防災教育及び訓練</u>の実施 ○自衛水防組織の業務（自衛水防組織を設置する場合に限る。）

下線赤字部分は避難確保計画にのみ求められるものであるため、以下の手引きを参考に非常災害対策計画に下線項目を加える事で、避難確保計画を作成したとみなすことが可能です。

《参考にする手引き》

洪水・内水・高潮、土砂災害、津波と対象になる災害別に分かれていた手引きが統合されました。

国土交通省のホームページアドレスに掲載されておりますので参考としてください。

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

なお、不明な点については避難確保計画の報告先である市町村に確認をお願いいたします。

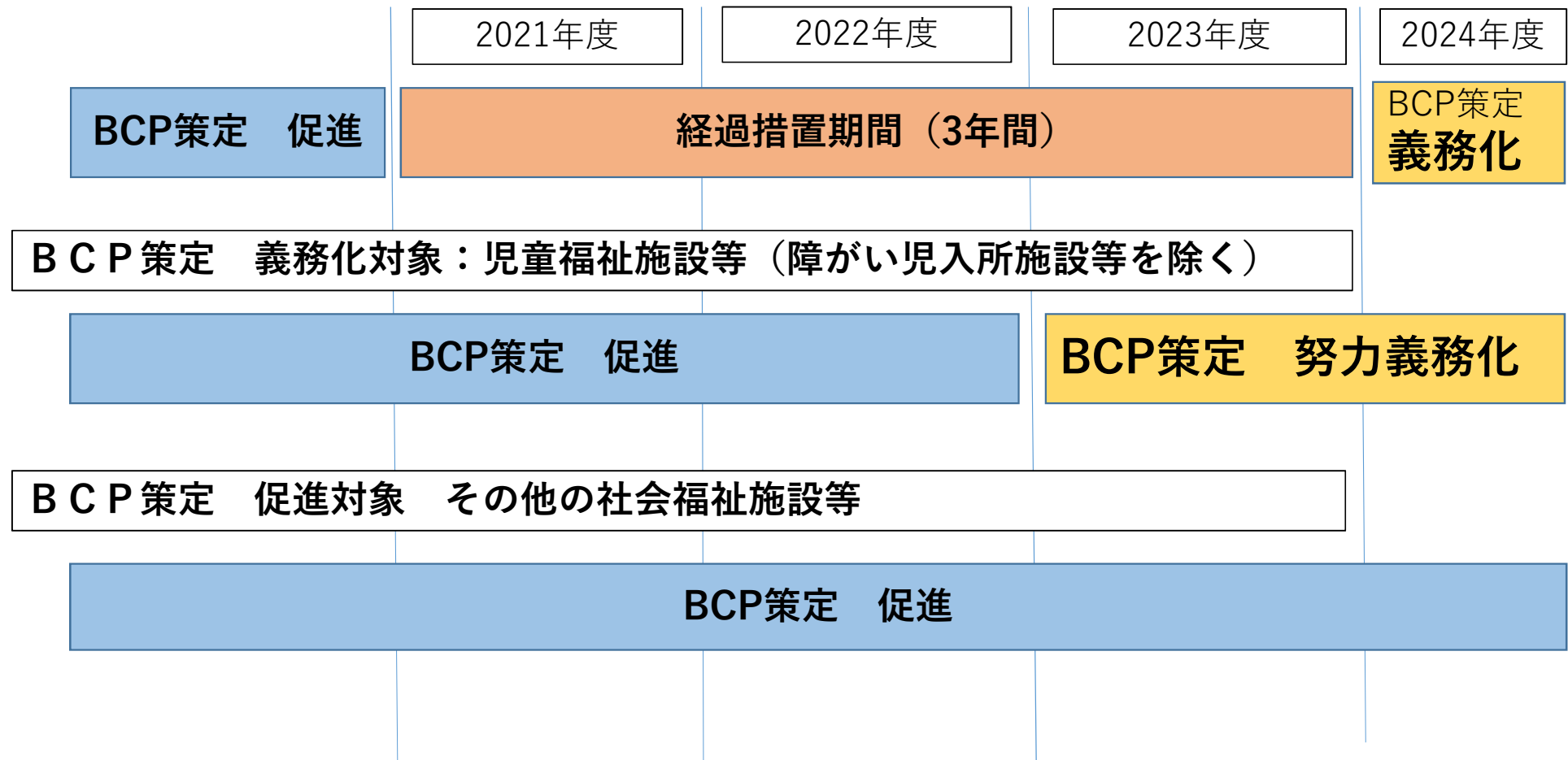
社会福祉施設等における業務継続計画（BCP）策定について

- 社会福祉施設等においては、高齢者や障がい者など、日常生活上の支援が必要な者が多数利用していることから、災害等により、電気、ガス、水道等のライフラインが寸断され、サービス提供の維持が困難となった場合、利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがあります。
- また、**新興感染症**の感染症発生時においても、サービス提供に必要な人材を確保しつつ、感染防止対策の徹底を前提とした継続的なサービス提供が求められます。

○こうした事態が生じた場合でも最低限のサービス提供が維持できるよう、緊急時の人員の招集方法や飲料水、食料、マスク等の衛生用品、冷暖房設備や空調設備稼働用の燃料などの確保策等を定める「**業務継続計画**」(**BCP**)を策定することが有効であることから、**介護分野や障がい福祉分野等**においては、運営基準の見直しにより、当該計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられました。

○**児童福祉施設等**においても、運営基準の見直しにより、2023年度から、当該計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が努力義務として定められました。

BCP策定 義務化対象：介護施設・事業所、障がい福祉サービス事業所等



○介護保険施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修
について(令和3年2月26日付け厚生労働事務連絡)



○介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について（令和2年12月
14日付け厚生労働省通知）



○社会福祉施設等におけるBCP様式および解説集

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000651586.pdf>

○障害福祉サービス事業所等における業務継続計画（ＢＣＰ）作成支援に関する研修



○障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等



○障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン等



児童福祉施設における安全計画の策定等について

○児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く）における安全の確保を図るため、運営基準の見直しにより、2023年度から、児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組み等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他の安全に関する事項についての計画（**安全計画**）の策定、安全確保に係る取組み、研修や訓練の実施等が義務付けられました。

○このうち、保育所を除く児童福祉施設においては、**2024（令和6）年4月から義務化されました。（経過措置終了）**